

誓 約 書

私は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第4条第1項第1号から第10号（同法第31条の23において準用する場合を含む。）までに掲げる

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 1年以上の拘禁刑に処せられ、又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第4条第1項第2号イ〜ワに掲げる罪を犯して1年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 3 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者
- 4 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 5 精神機能の障害により風俗営業の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 6 法第26条第1項の規程により風俗営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者
（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）
- 7 法第26条第1項の規程による風俗営業の取消処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に同法律第10条第1項第1号の規定による許可証の返納をした者（風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で当該返納の日から起算して5年を経過しないもの

8 前記7に規定する期間内に合併により消滅した法人又は同法律第10条第1項第1号の規定による許可証の返納をした法人(合併又は風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。)の前記7の公示の日前60日以内に役員であった者で当該消滅又は返納の日から起算して5年を経過しないもの

9 前記7に規定する期間内に分割により同号の聴聞に係る風俗営業を継承させ、若しくは分割により当該風俗営業以外の風俗営業を継承した法人(分割について相当な理由がある者を除く。)又はこれらの法人の同号の公示の日前60日以内に役員であった者で当該分割の日から起算して5年を経過しないもの

10 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が風俗営業者の相続人であって、その法定代理人が前記1～9及び法第4条第1項第11号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。

のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

営業所所在地

営業種別・名称

住 所

氏 名



茨城県公安委員会 殿

誓 約 書

私は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第4条第1項第1号から第9号までに掲げる

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 1年以上の拘禁刑に処せられ、又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第4条第1項第2号イ～ワに掲げる罪を犯して1年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 3 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 4 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 5 精神機能の障害により風俗営業の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 6 法第26条第1項の規程により風俗営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者
(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)
- 7 法第26条第1項の規程による風俗営業の取消処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に同法律第10条第1項第1号の規定による許可証の返納をした者（風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で当該返納の日から起算して5年を経過しないもの

8 前記7に規定する期間内に合併により消滅した法人又は同法律第10条第1項第1号の規定による許可証の返納をした法人(合併又は風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。)の前記7の公示の日前60日以内に役員であった者で当該消滅又は返納の日から起算して5年を経過しないもの

9 前記7に規定する期間内に分割により同号の聴聞に係る風俗営業を継承させ、若しくは分割により当該風俗営業以外の風俗営業を継承した法人(分割について相当な理由がある者を除く。)又はこれらの法人の同号の公示の日前60日以内に役員であった者で当該分割の日から起算して5年を経過しないもの

のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

営 業 所 所 在 地

営 業 種 別 ・ 名 称

事 務 所 所 在 地

法 人 名

役 員 氏 名



茨城県公安委員会 殿

誓 約 書

私は、
の管理者として、その業務を
誠実に行うことを誓約します。

年 月 日

営 業 所 所 在 地
営 業 種 別 ・ 名 称
住 所
氏 名

印

茨城県公安委員会 殿

誓 約 書

私は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 4 条第 2 項掲げる

- 1 未成年者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 1 年以上の拘禁刑に処せられ、又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第 4 条第 1 項第 2 号イ～ワに掲げる罪を犯して 1 年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者
- 4 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 5 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 6 法第26条第 1 項の規程により風俗営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して 5 年を経過しない者
(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)であつた者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。)
- 7 法第26条第 1 項の規程による風俗営業の取消処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に同法律第10条第 1 項第 1 号の規定による許可証の返納をした者（風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で当該返納の日から起算して 5 年を経過しないもの

- 8 前記7に規定する期間内に合併により消滅した法人又は同法律第10条第1項第1号の規定による許可証の返納をした法人(合併又は風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。)の前記7の公示の日前60日以内に役員であった者で当該消滅又は返納の日から起算して5年を経過しないもの
- 9 前記7に規定する期間内に分割により同号の聴聞に係る風俗営業を継承させ、若しくは分割により当該風俗営業以外の風俗営業を継承した法人(分割について相当な理由がある者を除く。)又はこれらの法人の同号の公示の日前60日以内に役員であった者で当該分割の日から起算して5年を経過しないもの
- 10 精神機能の障害により管理者の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

営業所所在地
営業種別・名称
住 所
氏 名

印

茨城県公安委員会 殿